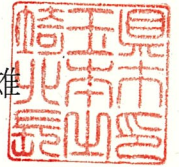


公 告

市有地売却について、条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和 8年 6月 4日

北本市長 三 宮 幸 雄



1 入札対象の市有地（普通財産（土地））

物 件 番 号	所 在 地（北本市）	地 目	地 積
土地08	宮内一丁目119番2	山林	793 m ²
-01	宮内一丁目120番	宅地	2,309.21 m ²
	宮内一丁目121番2	雑種地	355 m ²

<解体撤去が条件となる建物>

名 称	構 造 等	延 床 面 積	竣 工
旧勤労福祉センター、 旧保健センター	鉄筋コンクリート造 3階建	2,198.33 m ²	昭和54年

※本入札は、建物解体条件を付した一般競争入札とする。

※最低売払価格は-329,913,344円とする。

2 建物等の解体撤去

- (1) 解体撤去が条件となる建物及び工作物等（以下「建物等」という。）を本契約締結の日から令和9年3月15日までに落札者の責任において、解体撤去を行うものとする。これに要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 建物等の範囲は、本件土地の地表以上に存する建築物等及びその

地下埋設物とし、建築物等に付帯する設備及び建物内の備品等も含まれるものとする。ただし、市が別に指定するものは除くものとする。

- (3) 建物解体撤去条件付土地売買契約の場合は引渡しの日から、建物解体撤去条件付土地無償譲渡契約の場合は本契約締結の日(議決日)から、それぞれ解体撤去完了の日までの間、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等を管理するものとする。
- (4) 落札者は、解体撤去の工事内容・時期について、着工前に市へ報告するものとする。また、解体撤去が完了したときは、市に完了報告書(この完了報告書には工事前・中・後の写真及び地中埋設物(杭や浄化槽等)の撤去報告等を含む。)を提出することとし、両者が現場立会の上、解体撤去の完了の確認を行うものとする。
- (5) 落札者は、建物等の解体撤去に際し、近隣住民等に丁寧な対応を心掛け、近隣住民等に迷惑とならないよう防音シートの設置等による騒音対策、散水等による粉塵対策、振動対策等、十分な対策の上で行うものとする。
- (6) 落札者は、建物等の解体撤去にあたっては、近隣住民等や車両の妨げにならないように十分な安全対策を講じるとともに、迷惑をかけることのないよう配慮するものとする。
- (7) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。
- (8) 落札者は、建物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとする。
- (9) 落札者は、建物等の解体の方法及び解体に伴う処分に関して、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令を遵守のうえ適正な方法により作業を行うものとする。

3 利用制限

- (1) 落札者は、本物件を利用するにあたって、本契約締結の日から10年間は、次の用途に供してはならない。
 - ア 入札参加の申込時に提出する土地利用計画書に記載した用途とは異なる用途（ただし、やむを得ない事情により、事前に書面を申請し、市の承認を得た場合は除く。）
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号、第3条並びに第4条に定める者が使用するための施設の用途
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途
 - エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体が使用するための施設
 - オ 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途
 - カ その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- (2) 落札者は、物件の所有権を第三者に移転する場合は、(1)の義務を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。
- (3) 落札者は、(2)の第三者に対し、当該第三者が物件の所有権を移転する場合においても、(1)の義務を当該転得者に継承することを書面により義務付けなければならない。
- (4) 落札者は、物件について第三者に対して地上権、質権、使用貸借権による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合において、当該第三者に対して(1)の義務を履行させなければならない。

4 所有権の移転等

- (1) 建物等の解体撤去が確認されるまでは、第三者に物件の所有権を移転すること、及び物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができない。
- (2) 所有権の移転登記は北本市が行い、登記に必要な登録免許税は落札者の負担となる。
- (3) 所有権の移転登記の名義は、契約締結者名義となる。
- (4) 物件の取得に伴う不動産取得税等の公租公課は、落札者の負担となる。

5 入札参加資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人問わず参加できるが、次のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる者で、当該各号に該当する事実があった後3年以内において市長が定める期間を経過しない者
- (3) 北本市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員に該当すると認められる者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条又は第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 市税等の滞納者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定された市の公有財産に関する事務に従事する北本市職員
- (8) その他、市が契約の相手方として不適当と判断した者

6 入札案内書等の配布

令和8年6月4日（木）から令和8年7月2日（木）までの間の各日（ただし、北本市の休日を定める条例（平成3年条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）において北本市総務部総務課で配布するほか、北本市ホームページからダウンロードすることができる。

7 入札参加申込

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に北本市総務部総務課に以下に示す提出書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月2日（木）までの各日 午前8時45分から午後4時30分まで

ただし、日曜日及び土曜日並びに平日正午から午後1時までを除く。また、郵送により提出する場合は、令和8年7月2日（木）午後4時30分までの必着とする。

(2) 提出書類

ア 北本市普通財産建物解体撤去条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 委任状（様式第3号）（代理人により入札する場合）

エ 入札代表者届出書（共有で入札参加の申込みをする場合）

オ 印鑑登録証明書（個人の場合）又は印鑑証明書（法人の場合）

カ 住民票の写し（個人の場合）又は全部事項証明書（法人の場合）

キ 居住及び署名証明書（日本国内に居住する外国人の場合）

ク 申請事業所の所在地に関わらず、北本市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合は北本市発行の納税証明書及び納税証明書「その3の3」（法人の場合）又は申請者の住所が北本市内にある場合は納税証明書及び納税証明書「その3の2」（個人の場合）

ケ 土地利用計画書

※ 上記オからクまでについては、入札申込み前3か月以内に発行

されたものに限る。

8 入札保証金

北本市契約規則（平成9年規則第11号）第4条の規定により、金10,000,000円を納付すること。

9 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、5の(1)から(8)までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

また、提出された北本市普通財産建物解体撤去条件付一般競争入札参加申込書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができない。

10 入札

本入札は郵便等入札であり、入札は郵送もしくは持参のみ受け付ける。

(1) 入札期間

令和8年7月7日（火）から令和8年7月14日（火）まで（必着）

(2) 送付先

〒364-8633

北本市本町1-1-1

北本市役所総務部総務課 資産管理担当宛

11 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年7月17日（金）午前10時30分から

(2) 場所 北本市役所 会議室3-F

12 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認につ

いて虚偽の申請を行った者が行った入札並びに北本市契約規則第13条及び入札案内書に規定する無効な入札に該当する入札は無効とする。

1.3 落札者の決定方法

開札後、最低売払価格以上の価格を提示した者のうち、最高額を提示した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

1.4 契約保証金

北本市契約規則第23条の規定により金 25,000,000 円納付すること。

1.5 契約の締結

落札者は令和8年7月27日（月）までに契約を締結する。

ただし、マイナス価格により落札した契約については、落札者との契約の締結に市議会の議決を要するものであるため、落札者と仮契約書を取り交わし、市議会の議決を経て本契約として成立する。

なお、本契約が締結されなかったことで生じたいかなる損害についても、北本市は一切の責任を負わない。

1.6 その他

この公告に定めるもののほか、この市有地売却に係る一般競争入札及び契約手続については、北本市契約規則及び北本市普通財産建物解体撤去条件付一般競争入札案内書の定めるところによる。

1.7 問い合わせ先

北本市総務部総務課資産管理担当

電話（代表）048-591-1111

（内線）2231・2232・2233

